

第 4 期 越谷市 障がい福祉計画(案) **(平成 27 年度～平成 29 年度)**

越谷市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の性格、位置づけ、期間	2
第2章	計画の目標	4
1.	基本理念	4
2.	基本目標	5
3.	平成29年度の数値目標の設定	7
第3章	障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	10
1.	障害福祉サービスと相談支援の 種類ごとの必要な量の見込み	12
2.	障害福祉サービスと相談支援の 種類ごとの必要な見込量確保のための方策	18
第4章	地域生活支援事業	20
1.	地域生活支援事業の内容および必要な量の見込み	21
2.	地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策	30
第5章	計画の実現に向けて	33

※本計画における「障がい者」とは、特に定めがない限り、障がい児を含んでいます。また「障がい者」の表記については、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、ひらがな表記としています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1.計画策定の背景と趣旨

越谷市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」に基づき、『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指し、各種の障がい者施策を進めてきました。

こうした中、障がい者の福祉制度は、平成18年10月に施行された障害者自立支援法においては、これまで障がい種別ごとに提供されてきたサービスの一元化を図るとともに、既存のサービス体系の再編や利用者負担の見直しなどが行われ、障害福祉サービス等を円滑に提供できるよう、数値目標やサービスの見込み量などを定める「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

その後、幾多の改正を重ね、障害者自立支援法の改正法である、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が、平成25年4月に施行されました。

この法改正に伴い、障がい者の範囲について、「制度の谷間」を埋めるべく、新たに難病患者等が加わりました。また、障がい者に対する支援では、①重度訪問介護の対象拡大、②ケアホームのグループホームへの一元化、③地域移行支援の対象拡大、④障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等の地域生活支援事業への追加が盛り込まれました。

障がい者の権利保障の観点では、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が成立したこと等により、国内の法律が障害者権利条約の求める水準に達したとして、平成25年12月、障害者権利条約の批准が国会で承認され、国連事務局への申請が平成26年1月に受理されました。

その他、平成25年度には国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法が施行され、さらに平成28年には、障がい者の雇用を拡大するための障害者雇用促進法(改正)の施行や、障害者差別解消法の施行が予定され、障がい者を取り巻く法制度は大きく変化をとげていきます。

また、越谷市は、市民サービスのさらなる向上を図るため、平成27年4月から中核市に移行します。中核市に移行すると、数多くの事務が埼玉県より移譲され、障がい福祉の分野でも、身体障害者手帳の交付、指定障害福祉サービス事業者の指定、社会福祉施設等施設整備費補助金に関する事務等が市の事務となります。

本市としては、以上のような課題等を踏まえ、「第4期越谷市障がい福祉計画」を策定することにより、すでに策定している「第3次越谷市障がい者計画」における障がい者施策と合わせ、引き続き、総合的な障がい者支援体制の確立を目指します。

2.計画の性格、位置づけ、期間

(1) 計画の性格

この計画は、障害者総合支援法第 88 条にもとづき、国の基本的指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

【定めなければならない項目】

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(2) 計画の位置づけ

市で策定する障がい者についての主な計画には「①障がい福祉計画」と「②障がい者計画」があります。

今回策定される「①障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

これに対し、「②障がい者計画」は障害者基本法に基づくもので、第4次越谷市総合振興計画の部門計画として障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画です。障害福祉サービスに係る目標値については、両計画の整合性を図ってまいります。

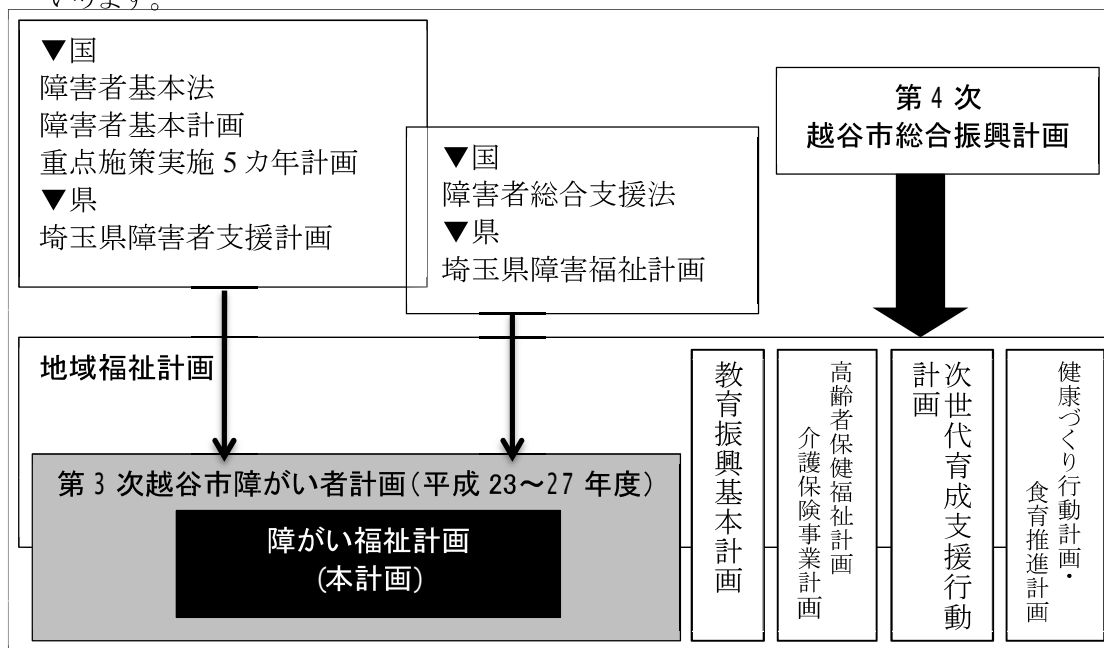


図 1-1: 本計画の体系図

(3) 計画の期間

今回策定する第4期計画は、第3期までの実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間とし、平成26年度に策定します。

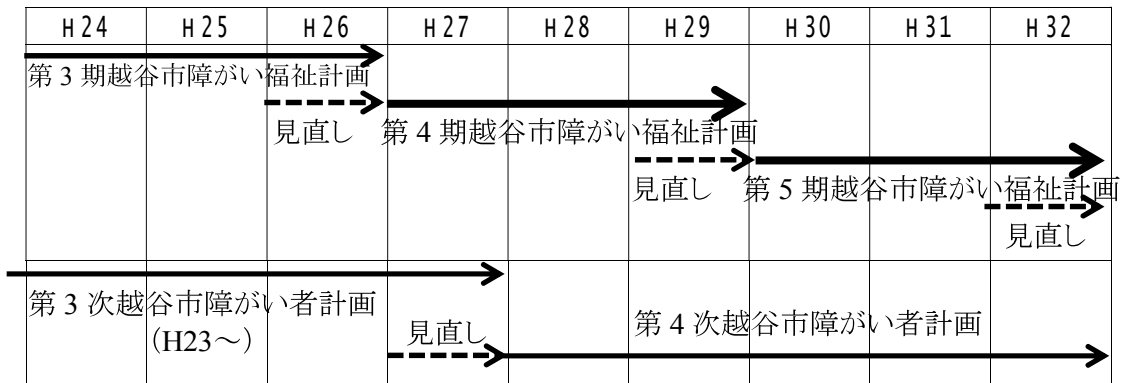


図 1-2：本計画と障がい者計画の期間

(4) 計画の策定にあたって

計画の策定にあたっては、「第4期越谷市障がい福祉計画・第4次越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査」を実施し、ニーズの把握を行いました。

また、学識経験者や地域の福祉関係者、公募市民などで構成される「越谷市障害者施策推進協議会」及び、障害者総合支援法により位置づけられた「越谷市障害者地域自立支援協議会」から、計画案に対しての意見を頂戴し、策定に反映します。

なお、「越谷市障害者施策推進協議会」については、平成27年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法に基づく「社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」にその機能を移行し、廃止することとなりました。

第 2 章 計画の目標

1 基本理念

計画の策定にあたって、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法及び越谷市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえ、次に掲げる点に配慮してまいります。

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

基本理念のもと、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確立を図ります。

(2) 多様な障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスの対象となる障がい者等を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等であって 18 歳以上のもの及び障がい児とします。これらの対象者に対し、制度の谷間のない、個々のニーズに基づいた支援を行うとともに、さらなる充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用します。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

(1) 訪問系サービスの充実

地域での生活を希望する障がい者に対し、各個人が必要な訪問系サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

生活や就労の技術を身につける事や、社会参加をめざす障がい者が、適切な日中活動系サービスを選択し、充実した日々を送ることができるよう、サービスの充実を図ります。

(3) グループホーム等居住系サービスの充実と地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における働く場の拡大を図ります。

(5) 相談支援の提供体制の確保

相談支援に関する基本的な考え方として、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠です。このため、地域の実情に応じ、相談支援事業を効果的に実施するため、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制として設けた地域自立支援協議会を中心とするネットワークの構築を進めます。

(6) 障がい児支援の提供体制の確保

子ども・子育て支援法にもとづく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法にもとづく障がい児支援等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図ったうえで障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、共に育ちあうことを支える一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がい児を支援するための体制を確保するため、児童福祉法にもとづく障がい児通所支援等についても障がい福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めるよう努めます。

3.平成 29 年度の数値目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度とする第4期計画において、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国・県からは基準となる時点(平成 25 年度末)の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行するという目標が示されました。越谷市においては、地域生活移行者数等の実情を踏まえ、以下のように設定します。

表 2-1 施設入所者の地域生活移行の目標値について

項目	目標値の考え方	数値
基準値	施設入所者数(平成 25 年度末時点)	207 人
目標値	目標年度までの地域生活移行者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数の 10%とする。 (207 人×10%=21 人)	21 人 (10%)

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国においては、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後3か月以内の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定することとしておりますが、県からは 1 年未満入院者の平均退院率を平成 29 年度に、平成 25 年度の 76%とすることを目標として設定するという考え方が示されました。

越谷市では、(県より算出方法等が示され次第内容を精査する)

表 2-2:入院中の精神障がい者の地域生活への移行の目標値

項目	目標値の考え方	数値
基準値	平成 25 年度の 1 年未満入院者の平均退院率	-
目標値(基準値の 76%)	平成 29 年度の 1 年未満入院者の平均退院率を基準値の 76%とする。	-
参考値	平成 24 年度実績	-

(3) 地域生活支援拠点の整備

国の考え方では、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ地域生活支援拠点を整備することを基本ととしています。(国・県より考え方等が示され次第内容を精査する)

表 2-3 地域生活支援拠点整備の目標値

項目	目標値の考え方	数値
①基準値		-
②目標値		-
参考値	平成 24 年度実績	-

(4) 福祉施設から一般就労への移行

(4)-1 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、平成 24 年度の一般就労への移行実績を基準とし、目標年度の一般就労への移行者数を、国の考え方では2倍以上、県の考え方では3割以上増やすこととしています。越谷市においては、平成 25 年度の福祉施設から一般就労への移行者数(22人)が、既に国、県の考え方を上回る実績となっています。引き続き、高い実績を維持するため、目標年度の一般就労への移行者数を以下のとおり設定することとします。

表 2-4-1 福祉施設から一般就労への移行の目標値

項目	目標値の考え方	数値
(4)-1	基準値	一般就労への移行実績 (平成 24 年度) 7 人
	目標値	平成 25 年度は、就労移行支援事業利用者数(44 人)に対する一般就労への移行者数(22 人)の割合が 5 割であったことから、平成 29 年度の一般就労への移行者数も、平成 29 年度の就労移行支援事業利用者数目標値(70 人)の 5 割とする。 (70 人×0.5=35 人) 35 人

(4)-2 就労移行支援事業の利用者数

国・県より、福祉施設から一般就労への移行の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数について、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することを目指すという考え方が示されました。越谷市においても国・県の考え方同様、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することを目標値とすることとします。

表 2-4-2 就労移行支援事業の利用者数の目標値

項目		目標値の考え方	数値
(4)-2	基準値	就労移行支援事業利用者数(平成 25 年度末)	44 人
	目標値	平成 25 年度末の利用者数の6割を増加する。 (44 人×1.6=70 人)	70 人

(4)-3 事業所ごとの就労移行率

(4)-2 と同様、国・県より、福祉施設から一般就労への移行の目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すという考え方が示されました。越谷市においても国・県の考え方同様、市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることとします。

表 2-4-3 事業所ごとの就労移行率の目標値

項目		目標値の考え方	数値
(4)-3	基準値	市内就労移行支援事業所数	2 施設
	目標値	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。	2 施設
	参考値	平成 25 年度の就労移行率(事業所A) (就労者 6 人／利用者 7 人)	85.7%
		平成 25 年度の就労移行率(事業所B) (就労者 20 人／利用者 50 人)	40.0%

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

障害者総合支援法に基づくサービスには、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住系サービス」に大別される障害福祉サービスがあります。さらに、計画相談、地域移行支援及び地域定着支援を行う「相談支援」、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」があります。

今期計画からは、新たに児童福祉法に基づく障がい児に対するサービスが追加され、ライフステージに応じた一体的なサービス確保が求められています。

本章では、障害福祉サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス)、相談支援、障がい児向けサービスの見込量と確保の方策について定めています。

なお、地域生活支援事業については第4章において見込量と確保の方策を定めま

第3期計画	第4期計画(本計画)
■訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	■訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護
■日中活動系サービス 生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・雇用型) 就労継続支援(B型・非雇用型) 療養介護 短期入所(ショートステイ)	■日中活動系サービス 生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・雇用型) 就労継続支援(B型・非雇用型) 療養介護 短期入所(ショートステイ)
■居住系サービス 共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム) 施設入所支援	■居住系サービス 共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援
■相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	■相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
■地域生活支援事業 相談支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業	■地域生活支援事業 理解促進・研修啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業
	(中核市移行に伴う追加事業) 専門性の高い意思疎通支援に係る事業
	■障がい児向けサービス 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援

図 3-1: 障害福祉サービスの一覧

1.障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(1) ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量について

(1)-1 サービスの概要

①居宅介護

自宅で介護が必要な人に入浴や排泄、食事などの介助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的にを行います。

③同行援護

重度視覚障がい者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

④行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上の障がいのある人などに、外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

(1)-2 算定の考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つの訪問系サービスの必要量は、国、県の考え方にもとづき、現に利用している人数、障がい者等のニーズ等を勘案し算定します。

表 3-1: 訪問系サービスの実績

	単位(年間)	H 24	H 25	H 26(見込)
ホームヘルプサービス実績合計	利用人数	324	361	392
	利用時間	71,537	84,308	95,009

(1)-3 サービスの必要見込み量

表 3-2: 訪問系サービスの必要見込み量

	単位(年間)	H 27	H 28	H 29
ホームヘルプサービス見込み量合計	利用人数	427	463	501
	利用時間	107,013	119,493	132,469

(2) 日中活動系サービスの必要量について

(2)-1 サービスの概要

①生活介護

常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

②自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に、理学療法・作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練・コミュニケーション・家事等の訓練を行います。

③自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に、食事や家事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

④就労移行支援

一般企業への就労を希望する人などに、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労継続支援(A 型)

一般企業での就労が困難な人などに、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般就労への移行に向けて支援を行います。

⑥就労継続支援(B 型)

一般企業での就労が困難な人などに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。

⑦療養介護

常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療ケアを必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活上の介護を行います。

⑧短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間を含め施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

(2)-2 算定の考え方

日中活動系サービスの必要量については、これまでの利用実績をもとに、入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者等を加味して算出します。

また、日中活動系サービスは継続的に利用されることが多いため、必要量については、1 か月の総利用日数で算定します。

表 3-3：日中活動系サービスの実績

サービス	単位(月)	H 24	H 25	H 26(見込)
生活介護	人数	354	362	384
	必要量(人日分)	7,788	7,964	8,448
自立訓練 (機能訓練)	人数	4	3	3
	必要量(人日分)	88	66	66
自立訓練 (生活訓練)	人数	2	1	7
	必要量(人日分)	44	22	154
就労移行支援	人数	36	44	50
	必要量(人日分)	792	968	1,100
就労継続支援 (A 型)	人数	6	22	24
	必要量(人日分)	143	484	528
就労継続支援 (B 型)	人数	171	193	205
	必要量(人日分)	3,762	4,246	4,510
療養介護	人数	34	33	32
短期入所	人数	32	27	39
	必要量(人日分)	205	186	227

(2)-3 サービスの必要見込み量

表 3-4：日中活動系サービスの必要見込み量

サービス	単位(月)	H 27	H 28	H 29
生活介護	人数	396	412	428
	必要量(人日分)	8,712	9,064	9,416
自立訓練 (機能訓練)	人数	5	5	5
	必要量(人日分)	110	110	110
自立訓練 (生活訓練)	人数	8	11	13
	必要量(人日分)	176	242	286
就労移行支援	人数	56	63	70
	必要量(人日分)	1,232	1,386	1,540
就労継続支援 (A 型)	人数	36	45	56
	必要量(人日分)	792	990	1,232
就労継続支援 (B 型)	人数	224	242	261
	必要量(人日分)	4,928	5,324	5,742
療養介護	人数	33	33	33
短期入所	人数	39	43	46
	必要量(人日分)	227	250	267

※「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「月間の利用日数」をいう。

(例)生活介護:354 人×22 日(月間の利用日数)＝7,788 人日分

(3) 居住系サービスの必要量について

(3)-1 サービスの概要

① 共同生活援助(グループホーム)

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄または食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

* 障害者総合支援法の施行に伴い、共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。

② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護などを行います。

(3)-2 算定の考え方

居住系サービスの必要量については、これまでの利用実績をもとに、入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者等を加味して算出します。

表 3-5: 居住系サービスの実績

サービス	単位(月)	H 24	H 25	H 26(見込)
共同生活援助	人	54	60	66
施設入所支援	人	216	207	213

(3)-3 サービスの必要見込み量

表 3-6: 居住系サービスの必要見込み量

サービス	単位(月)	H 27	H 28	H 29
共同生活援助	人	76	82	88
施設入所支援	人	215	217	219

(4) 相談支援の必要量について

(4)-1 サービスの概要

① 計画相談支援

障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用後には定期的に計画を見直し、必要なサービスの利用調整(モニタリング)を行います。

② 地域移行支援

長期間の入所・入院から地域生活に移行しようとする人の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

③地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいに起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

(4)-2 算定の考え方

計画相談支援については、これまでの利用実績をもとに算出します。

地域移行支援、地域定着支援については、これまでの利用実績をもとに、入所施設から地域生活への移行等を加味して算出します。

表 3-7: 相談支援の実績

サービス	単位(月)	H 24	H 25	H 26(見込)
計画相談支援	人	2	8	13
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0

(4)-3 サービスの見込み量

表 3-8: 相談支援の必要見込み量

サービス	単位(月)	H 27	H 28	H 29
計画相談支援	人	19	25	31
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	2	2	2

(5) 障がい児支援の必要量について

(5)-1 サービスの概要

①児童発達支援

未就学の障がい児に対し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

②放課後等デイサービス

放課後や長期休暇における生活能力向上のための訓練などを行います。自立促進および放課後等の居場所作りを推めます。

③障害児相談支援

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用する際にサービス利用を通じて本人や家族の希望する生活を実現するための障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用後には定期的に計画を見直し、必要なサービスの利用調整(モニタリング)を行います。

(5)-2 算定の考え方

障がい児向けサービスについては、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ等を勘案し、見込み量を算出します。

表 3-9 障がい児向けサービスの実績

サービス	単位(月)	H 24	H 25	H 26(見込)
児童発達支援	人	47	108	169
	利用日数	445	959	1,473
放課後等デイサービス	人	315	398	481
	利用日数	2,258	3,243	4,228
障害児相談支援	件数	0	0	19

(5)-3 サービスの見込み量

表 3-10: 障がい児向けサービスの必要見込み量

サービス	単位(月)	H 27	H 28	H 29
児童発達支援	人	241	313	390
	利用日数	2,062	2,690	3,336
放課後等デイサービス	人	579	678	782
	利用日数	5,394	6,560	7,799
障害児相談支援	件数	31	44	59

2.障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保の

ための方策

(1) 訪問系サービスの充実

(1)-1 サービス事業者への情報提供

障害福祉サービスや相談支援の提供基盤を確保するため、これらのサービス事業者の把握に努めるとともに、広く、情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入を促進します。

(1)-2 サービス内容の充実

障がいの種別にかかわらず、必要に応じて、適切なサービスが受けられるよう、利用の調整等の支援を行います。また、質の高いサービスが提供できるよう、研修等により従事者の資質の向上を図るとともに、公正・中立な立場から福祉サービスを評価する第三者評価の導入を促進します。

(2) 日中活動系サービスの充実

(2)-1 日中活動系サービス事業所の設置促進

日中活動系サービスの充実を図るため、事業所の設置について、社会福祉法人やNPO法人等に対して、国や市の補助制度の周知を図るとともに、国庫補助の採択に向けた協議を行います。

(3) 居住系サービスの充実

(3)-1 グループホームの設置促進

障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場であるグループホームの設置について、社会福祉法人やNPO法人等に対して、国や市の補助制度の周知を図るとともに、国庫補助の採択に向けた協議を行います。

(3)-2 グループホーム等の利用促進

グループホーム等での暮らしを体験するための補助を行い、障がい者の地域生活への移行を支援します。

(4) 一般就労への移行等の促進

(4)-1 一般就労への移行支援

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう支援を行います。また、障害者就労支援センターにおいて、サービス事業者への相談支援を行うとともに、就職後の職場定着のための事業所巡回や離職後の再就職のための相談など、次につなげる支援を行います。

(4)-2 就労支援事業の充実

障がい者の一般就労を推進するため、企業やハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障害者就労支援センターにおいて就労相談や職場開拓など障がい者の適性にあった就労支援の充実に努めます。また、障がい者が地域社会での就労能力や社会適応力を高めていくとともに、事業所の障がい者就労に対する理解を深めること等を目的とした、地域適応支援事業を通して、一般就労が困難な障がい者の職場参加や職場実習を進めます。

(5) 相談支援の整備

(5)-1 相談支援の充実

障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、きめ細やかな支援をします。また、地域生活への移行者の住居の確保等に関する相談等の充実に図るとともに、常時の連絡体制を確保し、障がいにより起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。基本相談については、必要な情報の提供及び適切な助言が行えるよう努めます。

(6) 障がい児支援の提供体制の確保

(6)-1 教育、保育等の関係機関との連携

子ども・子育て支援法に基づく、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保に努めます。また、共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図りながら、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、共に育ちあうことを支える一貫した効果的な支援を地域で提供する体制づくりに努めます。

第 4 章 地域生活支援事業

市町村は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者がその有する能力及び状態に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

地域生活支援事業とは、障がい者の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

表 4-1 地域生活支援事業一覧

(1)理解促進・研修啓発事業	教室開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動など
(2)自発的活動支援事業	地域住民によるピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動などの自主的活動の支援
(3)相談支援事業	相談支援事業、地域自立支援協議会、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援
(5)成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や安定的な活動を実施するための組織体制の構築、適正な活動のための支援
(6)意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7)日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、点字図書
(8)手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者の育成
(9)移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出の際の移動支援、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動支援
(10)地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等
(11)専門性の高い意思疎通支援にかかる事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
(12)その他の事業	訪問入浴、更生訓練費給付事業、就職支度金給付事業、自動車運転免許取得・改造助成事業、日中一時支援事業

1 地域生活支援事業の内容及び必要な量の見込み

(1) 理解促進・研修啓発事業

(1)-1 事業の概要

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2) 自発的活動支援事業

(2)-1 事業の概要

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援します。

(3) 相談支援事業

(3)-1 事業の概要

①障害者相談支援事業

障がい者及び障がい者の家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。

②地域自立支援協議会

障害者総合支援法により位置づけられた地域自立支援協議会と、各相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築を図ります。

(3)-2 算定の考え方

現在相談支援事業を実施している事業所の活動を基礎に算定します。

表 4-2 相談支援事業の実績

	単位	H 24	H 25	H 26(見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	3	3

(3)-3 事業の必要見込み量

表 4-3 相談支援事業の必要見込み量

	単位	H 27	H 28	H 29
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

(4) 成年後見制度利用支援事業

(4)-1 事業の概要

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

(4)-2 算定の考え方

成年後見制度利用支援事業については、過去の利用実績などを基礎に算定します。

表 4-4 :成年後見制度利用支援事業の実績

	単位(年)	H 24	H 25	H 26(見込)
成年後見制度利用支援事業	件数	1	2	5

(4)-3 必要見込み量の算定

表 4-5 :成年後見制度利用支援事業の必要見込み量

	単位(年)	H 27	H 28	H 29
成年後見制度利用支援事業	件数	11	14	17

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(5)-1 事業の概要

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見実施のための研修や安定的な活動を実施するための組織体制の構築、適正な活動のための支援を行うものです。

(6) 意思疎通支援事業

(6)-1 事業の概要

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

②手話通訳者の設置事業

聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所の障害福祉課に手話通訳者を設置します。

(6)-2 算定の考え方

手話通訳者派遣事業及び、要約筆記者派遣事業については、過去の利用実績などを基礎に算定します。

表 4-6 意思疎通支援事業の実績

	単位(年)	H 24	H 25	H 26(見込)
手話通訳者派遣事業	利用人数	48	44	46
	年間利用件数	863	802	<u>828</u>
要約筆記者派遣事業	利用人数	8	8	10
	年間利用件数	181	179	<u>209</u>
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1

※平成 25 年度までは、コミュニケーション支援事業

(6)-3 必要見込み量の算定

表 4-7 意思疎通支援事業の必要見込み量

	単位(年)	H 27	H 28	H 29
手話通訳者派遣事業	利用人数	55	60	66
	年間利用件数	<u>855</u>	<u>883</u>	<u>912</u>
要約筆記者派遣事業	利用人数	12	14	16
	年間利用件数	<u>244</u>	<u>285</u>	<u>333</u>
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1

(7) 日常生活用具給付事業

(7)-1 事業の概要

障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。越谷市では、日常生活用具として、以下の 7 つの給付事業を行っています。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)

障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

⑦点字図書

点字により作成された図書を給付します。

(7)-2 算定の考え方

日常生活用具給付事業については、過去の利用実績などを基礎に算定します。

表 4-8:日常生活用具給付事業の実績

	単位(年)	H 24	H 25	H 26(見込)
介護・訓練支援用具	利用件数	12	15	18
自立生活支援用具	利用件数	25	17	10
在宅療養等支援用具	利用件数	5	2	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数	34	37	32
排泄管理支援用具	利用件数	5,590	4,803	4,144
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数	5	9	10
点字図書	利用件数	3	0	2

(7)-3 サービスの必要見込み量

表 4-9:日常生活用具給付事業の必要見込み量

	単位(年)	H 27	H 28	H 29
介護・訓練支援用具	利用件数	20	23	26
自立生活支援用具	利用件数	36	37	39
在宅療養等支援用具	利用件数	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	利用件数	57	65	74
排泄管理支援用具	利用件数	5,731	6,388	7,077
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数	13	16	18
点字図書	利用件数	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

(8)-1 事業の概要

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

(8)-2 算定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、過去の利用実績などを基礎に算定します。

表 4-10:手話奉仕員養成研修事業の実績

	単位(年)	H 24	H 25	H 26(見込)
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	21	21	23

(8)-3 必要見込み量の算定

表 4-11: 手話奉仕員養成研修事業の見込み量

	単位(年)	H 27	H 28	H 29
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	27	29	31

(9) 移動支援事業

(9)-1 事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(9)-2 算定の考え方

移動支援事業については、過去の利用実績などを基礎に算定します。

表 4-12 移動支援事業の実績

	単位(年)	H 24	H 25	H 26(見込)
移動支援事業	利用人数	122	118	125
	年間利用時間	14,689	17,238	19,374

(9)-3 事業の必要見込み量

表 4-13 移動支援事業の必要見込み量

	単位(年)	H 27	H 28	H 29
移動支援事業	利用人数	132	145	160
	年間利用時間	23,736	27,853	32,684

(10) 地域活動支援センター事業

(10)-1 事業の概要

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

(10)-2 算定の考え方

地域活動支援センター事業については、過去の利用実績などを基礎に算定します。

表 4-14 地域活動支援センター事業の実績

	単位	H 24	H 25	H 26 (見込)
地域活動支援センター事業	設置箇所数	8	7	7
	年間利用時間	226	197	200

(10)-3 事業の必要見込み量

表 4-15 地域活動支援センター事業の必要見込み量

	単位	H 27	H 28	H 29
地域活動支援センター事業	設置箇所数	7	7	7
	年間利用時間	200	200	200

(11) 専門性の高い意思疎通支援に係る事業

(11)-1 事業の概要

障害者総合支援法の施行に伴い、都道府県、指定都市、中核市で、必須事業となりました。ここでいう専門性の高い意思疎通支援とは、手話通訳者及び要約筆記者の養成や派遣に加え、盲ろう者向け通訳・介助員の養成、派遣があります。

なお、本市では手話通訳者・要約筆記者養成研修事業及び手話通訳者・要約筆記者派遣事業については既に実施しております。盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、実施に向け検討します。

①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行います。

②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行います。

③手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

(11)-2 算定の考え方

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業及び手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、過去の利用実績などを基礎に算定します。盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、平成 28 年度からの実施に向けた調査・研究を進めます。

表 4-16 専門性の高い意思疎通支援事業の実績

	単位(年)	H 24	H 25	H 26(見込)
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	23	19	21
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	1,044	981	<u>1,037</u>
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	0	0	0

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績及び見込量については、(6) 意思疎通支援事業(P23)の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を合計したものです。

(11)-3 事業の必要見込み量

表 4-17 専門性の高い意思疎通支援事業の必要見込量

	単位(年)	H 27	H 28	H 29
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	25	27	29
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	0	<u>1</u>	<u>1</u>
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	<u>1,099</u>	<u>1,168</u>	<u>1,245</u>
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	0	<u>1</u>	<u>1</u>

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績及び見込量については、(6) 意思疎通支援事業(P23)の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を合計したものです。

(12) その他の事業

その他にも、越谷市では、以下のような事業を市独自で実施しています。

(12)-1 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

(12)-2 更生訓練費給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業等の利用者に更生訓練費を支給し、社会復帰を促進します。

(12)-3 就職支度金給付事業

就労移行支援事業や就労継続支援事業等の利用で、就職等により自立する人に、就職支度金を支給し、社会復帰を促進します。

(12)-4 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がい者が就労等を目的に自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(12)-5 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、一時的な見守りや社会適応訓練などを行うことにより、その家族や介護者の就労支援や一時的休息のための支援などを行います。

2 地域生活支援事業の必要な見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業の実施を実現するため、それぞれのサービスについて以下のような見込み量の確保のための方策や実施に向けた調査・研究を行います。

(1) 理解促進・研修啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすためイベントや講座などを通じて、理解促進に取り組んでいきます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、障がい者、その家族、市民、NPO など多様な主体による活動が実現できるよう支援していきます。

(3) 相談支援事業

(3)-1 障害者相談支援事業

障がい者や介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供が行えるようケースワーカーによる窓口相談等の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用するなど、相談支援事業所における相談機能を高めます。

また、各相談支援事業者に対する専門的な助言や、関連機関との連携に努め、さらなる地域定着、地域移行を促進するため、基幹相談支援センターの設置について検討します。

(3)-2 地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会において、関係機関の連携体制の綿密化を図るとともに、支援体制の整備について協議します。

＜地域自立支援協議会の構成＞

地域自立支援協議会は、相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、関係行政機関、保健医療福祉関係者、関係教育機関、障害者相談員、学識経験者から組織します。

＜地域自立支援協議会の役割＞

主に以下の事項について協議していきます。

- ・ 困難事例への支援のあり方
- ・ 関係機関等による連携体制の構築及び推進
- ・ 社会資源の情報の収集及び提供体制

- ・ 障がい者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ その他障がい者等の支援体制の整備に関すること

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

さらに、成年後見制度利用支援事業を含む権利擁護事業について、越谷市社会福祉協議会と連携し、「成年後見センターこしがや」を中心に普及・啓発に努めます。

(5) 成人後見制度法人後見支援事業

地域生活支援事業としての成年後見制度法人後見支援事業の代替として、資力の乏しい方の成年後見制度利用を支援するため、越谷市社会福祉協議会の法人後見事業の活用を図ります。また、市民後見人の養成を実施するとともに、越谷市社会福祉協議会と連携し、「成年後見センターこしがや」を中心に市民後見人の適正かつ安定した活動のための支援に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を推進するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や手話通訳者設置事業の利用を促進するとともに、登録手話通訳者、要約筆記者の確保と資質の向上に努めます。また、研修等を通じて市職員の手話能力を養成します。

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活用具の給付について、ホームページ等を通じて事業の周知を図り、ストーマ装具や情報通信支援用具など障がいの状態に合わせた用具の給付を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の育成を通じて、聴覚障がいがある方の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する市民を増やし、聴覚障がいがある方との交流を促進します。

(9) 移動支援事業

障がい者の外出等社会参加を促進するため、障がいの状態に合わせた移動支援を提供します。なお、ガイドヘルパー派遣事業・全身性障害者介護人派遣事業・知的障害者介護人派遣事業、さらにホームヘルプサービスに位置づけられた「同行援護」等と調整を図りながら、適正かつ有効な利用を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターを設置している法人等に対して事業費の補助を行うなど、運営の安定と質の向上を図ります。

(11) 専門性の高い意思疎通支援にかかる事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業について、実施に向け検討します。

(12) その他の事業

障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、各種事業の充実に努めます。また、障がい者の生活実態やニーズを十分に考慮しながら、必要な事業について検討します。

第 5 章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、制度等の周知を図るため、行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと各方策等に取り組まなければなりません。また、保健・福祉・教育などの行政の各分野だけでなく、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を図るとともに、事業所の設置を検討している法人等に対し情報提供を行い、社会資源の充実を図ることが必要です。さらには、障がい者の権利擁護の推進や、各年度における計画の達成状況を点検・評価し、対策を行うことが不可欠となります。

本市では、次に掲げる点を特に配慮して、計画の実現に努めます。

1 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の周知を図るため、広報や各種パンフレット、ホームページ等により、分かりやすく、かつ点字や図書のデジタイ化なども活用しながら障がいに応じた適切な情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員に対する研修会等を通じて、制度の周知を図ります。

2 関係機関等の連携強化

計画の実現を図るため、保健・福祉や教育などの行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに、障害者就労支援センターの連絡会議や地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

3 中核市としての社会資源の充実・確保

中核市への移行に伴い、指定障害福祉サービス事業者の指定及び社会福祉施設等施設整備費補助金に係る事務等が埼玉県より市に移譲されます。

このことにより、本市における障がい者福祉に対するニーズの把握、事業所の設置に係る相談から指定、事業者に対する指導助言等一貫した事務を行うことが可能となります。さらには、補助金について、積極的な情報提供に努めるとともに、市の財源確保を伴う国庫補助の採択に向けた協議を行い、その活用を図ることにより、社会資源の充実・確保に努めます。

4.権利擁護の推進

「成年後見センターこしがや」を中心に成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、制度を必要とする人への利用に関する相談、手続き支援等に努めます。また、障がい者等に対する虐待の防止のため、地域自立支援協議会を活用すること等により、体制の強化を図り、併せて啓発を進めます。

5.計画の進行管理

各年度におけるサービスの見込量をはじめ、地域生活への移行や一般就労への移行などの達成状況を点検・評価し、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において報告します。また、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

特に、成果目標や活動指標については、定期的に実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。